

令和 6 年度 サポート事業所活動報告

事業所等名	近畿観光産業株式会社 多武峰観光ホテル
登録の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 交通安全・防犯 <input type="checkbox"/> 交通安全 <input type="checkbox"/> 防犯

活動内容

【交通安全サポート事業所活動メニュー】

A-①「桜井駅前交番連絡協議会」や「桜井市観光協会」、「桜井市商工会」、「桜井市おもてなし仕組みづくり協議会」、「安全運転管理者協会」、「多武峰区自治会」などの活動で、交通安全行事に積極的に参加しました。

A-②「桜井駅前交番連絡協議会」や「桜井市観光協会」、「桜井市商工会」、「桜井市おもてなし仕組みづくり協議会」、「安全運転管理者協会」、「多武峰区自治会」などと連携し、立哨活動等の交通安全活動を行いました。

A-③事業所等周辺の危険箇所(倒木・凍結・落石)を道路管理者等へ情報提供しました。

C-①奈良県内の交通事故防止運動期間において、掲示物の展示や朝礼での周知、近隣にお住まいの方への声掛け等、積極的に交通安全を啓発する活動を行いました。

C-③事業所等周辺の危険箇所等交通安全点検を行い、道路管理者等へ情報を提供できるよう、日々心掛けました。

C-④違法・迷惑駐車等について管内の警察署等へ情報を提供できるよう、日々心掛けました。

F-②「事業所等において、ドライバーに対して酒類を提供しないことを宣言しています。(ハンドルキーパー運動への参加)」

F-③顧客に対し、交通安全情報を提供しました。

G-①事業所等内報に交通安全の記事を積極的に掲載しました。

G-②Eメール、交通事故速報、ポスター等様々な媒体による事業所等内広報を行いました。

G-③送迎車4台に、「こども110番の車:こまったときはこえをかけてね」というステッカーを貼付して走行しています。

G-④後部座席を含め、全ての座席のシートベルトの着用を事業所等で徹底しています。

G-⑤事業所等を挙げた交通安全キャンペーン(法定速度走行、飲酒運転の根絶等)を実施しました。

G-⑥従業員等に対し、交通事故の発生状況、交通事故防止対策等の情報を提供しました。

G-⑦事業所等において、飲酒運転の根絶宣言を行い、「飲酒運転根絶事業所」等であることを表示しています。

H-①運転時の全席シートベルト着用の指導を徹底しています。

H-②夕暮れ時における早めのライト点灯の指導を徹底しています。

H-③事業所等で宴会等がある場合は、帰宅の方法について確認し、飲酒運転禁止を徹底しています。

H-⑤従業員に対し、自転車乗車時の、傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止を徹底しています。

I-①事業所等用車両及びマイカーについて、法定点検の確実な実施をしています。

【防犯サポート事業所活動メニュー】

A-①送迎車4台に、「こども110番の車:こまったときはこえをかけてね」というステッカーを貼り付け、営業時にパトロールを行っています。

A-③事業所等を犯罪被害者等の駆け込み場所として表示しています。

A-⑤事業所周辺の住民にあいさつ、声かけを行っています。

A-⑥事業所周辺を見回り・点検し、危険箇所の改善(防犯灯の設置、ゴミの散乱防止等)を行っています。

A-⑦犯罪、不審者等発見の情報を警察に通報、捜査協力を行っています。

A-④犯罪の起きにくい環境を醸成するため、「割れ窓理論」実践運動(落書き消し、清掃活動等)に取り組んでいます。

C-①全国地域安全運動期間中において、掲示物の展示や朝礼での周知、近隣にお住まいの方への声掛け等、積極的に地域安全を啓発する活動を行いました。

E-④店内巡回、防犯カメラの設置等を行っています。

F-①従業員(外国人従業員を含む)向けの防犯啓発、防犯研修を実施しました。

F-③従業員に対し、居住地域での自主防犯活動への参加を呼びかけました。

F-⑤奈良県警による「ナビ君メール」や防犯対策情報紙「やまどの安全」から得た情報について、掲示板への貼り出しや配布により、迅速に従業員に伝達しました。



お酒は20歳になってから。みんなで守る「飲酒運転を絶対にしない、させない」ハンドルキーパー運動推進中！  
In Japan, the legal drinking age is 20. Drinking and driving is strictly prohibited by law.